

改正

平成10年5月26日告示第40号
平成15年2月12日告示第9号
平成17年5月26日告示第68号
平成20年3月14日告示第34号
平成22年6月1日告示第63号
平成24年7月2日告示第114号
平成26年4月23日告示第57号
平成29年5月31日告示第72号
平成30年3月27日告示第23号
令和2年5月29日告示第92号
令和4年6月1日告示第70号

荒尾市工事入札参加者資格審査格付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒尾市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者について必要な資格を審査し、及び工事の種類、規模等に格付（以下「格付」という。）するため、その基準となるべき事項を定めるものとする。

(欠格条件)

第2条 次に掲げる者は、競争入札に参加しようとする者として格付することはできない。

- (1) 建設業法第27条の23の規定により経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人
- (3) 破産開始の手續の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(格付除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後2年間格付をしないことができる。その者を代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 市が確認した現場代理人を置かない者
- (8) 国税（所得税又は法人税並びに消費税）、県税（事業税、自動車税その他県税）及び市税（代表者分を含む。）の納税義務を怠っている者
- (9) 労賃の不払若しくは遅延のある者又は労災保険料の納付を怠っている者
- (10) 建設業法第22条の規定に違反した者
- (11) 工事検査員が重要と認めて発した検査指摘書を同じ年度内に3回以上受けている者
- (12) 入札、工事執行等について故なく他人に暴力威圧を加えて目的を果たさんとする行為のあった者
- (13) 前各号のいずれかに該当する事実があった後1年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(格付基準)

第4条 格付は、競争入札に参加しようとする者ごとの客観的要素の総合数値（建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査結果より得た数値をいう。）に、次に掲げる主観的要素の総合数値を加えたものを評点とし、工事の種類別施行能力を考慮して決定するものとする。

- (1) 主として請け負う建設工事の種類別工事成績
- (2) 信用の度合
- (3) その他

2 格付をするのに必要な主観的評点については、別表第1によるものとする。なお、別表第1の各項目については、毎年5月1日を基準日とし、特に定めるものを除き、基準日前の1年間（5月1日から翌年4月30日までの期間）における状況を評価の対象とする。

- 3 新規に格付する業者のランクについては、業種の最下位とする。
- 4 総合数値が急上昇して2ランク以上の上昇がある場合も1ランクの上昇にとどめる。
- 5 前各項に規定するもののほか、格付の基準に必要な事項は、別に定める。

(工事の種類規模別格付の等級等)

第5条 競争入札に参加しようとする者を格付する場合の等級区分は、別表第2によるものとする。
ただし、著しく競争性が損なわれるおそれがあるときは、1ランク上にある者を参加させるものとする。

(格付の有効期間)

第6条 格付は、1年に1回行うことを定期とし、その有効期間は次期の定期の格付を行ったときまでとする。

附 則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月26日告示第40号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成15年2月12日告示第9号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月26日告示第68号)

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日告示第34号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年6月1日告示第63号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年7月2日告示第114号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日告示第57号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年5月31日告示第72号)

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日告示第23号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日告示第92号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日告示第70号）

この告示は、令和4年6月1日から施行し、同日以後に公告が行われる一般競争入札及び指名通知が行われる指名競争入札から適用する。

別表第1（第4条関係）

評点表

(1) 工事成績による評点

4年間平均成績	評点
60点未満	0点
60点以上	75点
61点以上	80点
62点以上	85点
63点以上	90点
64点以上	95点
65点	100点
65.1点	101点
65.2点	102点
65.3点	103点
65.4点	104点
65.5点	105点
65.6点	106点
65.7点	107点
65.8点	108点
65.9点	109点
66点	110点
66.1点	111点
66.2点	112点
66.3点	113点

66. 4点	114点
66. 5点	115点
66. 6点	116点
66. 7点	117点
66. 8点	118点
66. 9点	119点
67点	120点
67. 1点	121点
67. 2点	122点
67. 3点	123点
67. 4点	124点
67. 5点	125点
67. 6点	126点
67. 7点	127点
67. 8点	128点
67. 9点	129点
68点	130点
68. 1点	131点
68. 2点	132点
68. 3点	133点
68. 4点	134点
68. 5点	135点
68. 6点	136点
68. 7点	137点
68. 8点	138点
68. 9点	139点
69点	140点
69. 1点	141点
69. 2点	142点

69. 3点	143点
69. 4点	144点
69. 5点	145点
69. 6点	146点
69. 7点	147点
69. 8点	148点
69. 9点	149点
70点	150点
70. 1点	151点
70. 2点	152点
70. 3点	153点
70. 4点	154点
70. 5点	155点
70. 6点	156点
70. 7点	157点
70. 8点	158点
70. 9点	159点
71点	160点
71. 1点	161点
71. 2点	162点
71. 3点	163点
71. 4点	164点
71. 5点	165点
71. 6点	166点
71. 7点	167点
71. 8点	168点
71. 9点	169点
72点	170点
72. 1点	171点

72. 2点	172点
72. 3点	173点
72. 4点	174点
72. 5点	175点
72. 6点	176点
72. 7点	177点
72. 8点	178点
72. 9点	179点
73点	180点
73. 1点	181点
73. 2点	182点
73. 3点	183点
73. 4点	184点
73. 5点	185点
73. 6点	186点
73. 7点	187点
73. 8点	188点
73. 9点	189点
74点	190点
74. 1点	191点
74. 2点	192点
74. 3点	193点
74. 4点	194点
74. 5点	195点
74. 6点	196点
74. 7点	197点
74. 8点	198点
74. 9点	199点
75点	200点

75. 1点	201点
75. 2点	202点
75. 3点	203点
75. 4点	204点
75. 5点	205点
75. 6点	206点
75. 7点	207点
75. 8点	208点
75. 9点	209点
76点	210点
76. 1点	211点
76. 2点	212点
76. 3点	213点
76. 4点	214点
76. 5点	215点
76. 6点	216点
76. 7点	217点
76. 8点	218点
76. 9点	219点
77点	220点
77. 1点	221点
77. 2点	222点
77. 3点	223点
77. 4点	224点
77. 5点	225点
77. 6点	226点
77. 7点	227点
77. 8点	228点
77. 9点	229点

78点	230点
78.1点	231点
78.2点	232点
78.3点	233点
78.4点	234点
78.5点	235点
78.6点	236点
78.7点	237点
78.8点	238点
78.9点	239点
79点	240点
79.1点	241点
79.2点	242点
79.3点	243点
79.4点	244点
79.5点	245点
79.6点	246点
79.7点	247点
79.8点	248点
79.9点	249点
80点以上	250点
81点以上	255点
82点以上	260点
83点以上	265点
84点以上	270点
85点以上	275点
86点以上	280点
87点以上	285点
88点以上	290点

89点以上	295点
90点以上	300点

(2) 建設関係講習会、研修会等の参加状況

区分	評点
市主催の講習会の参加実績がある場合	参加人数×0.5点 (5点まで)
熊本県建設技術センター主催の研修会等の参加実績がある場合	参加人数×0.5点 (10点まで)

(3) ボランティア活動の状況

区分	評点
ボランティア活動の実績がある場合	活動人数×0.5点 (10点まで)

(4) 防災協定の締結状況

区分	評点
市と防災協定を締結している場合	10点
市と高齢者等に対する見守り活動の実施に関する協定を締結している場合	5点

(5) 更生保護における就労支援の状況

区分	評点
保護観察対象者等を雇用している場合	協力雇用主登録2点、雇用人数×1点 (5点まで)

※3か月を超えて継続して雇用していること。

(6) 障害者の雇用状況

区分	評点
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法	5点

律第123号) 第37条第1項の規定により対象障害者を1人以上雇用している場合	
-----------------------------------------	--

※3か月を超えて継続して雇用していること。

別表第2 (第5条関係)

工事種別規模別等級表

工事の種類	等級	工事の設計金額
土木一式	A	3,000万円以上
	B	1,000万円以上3,000万円未満
	C	1,000万円未満
建築一式	A	3,000万円以上
	B	1,000万円以上3,000万円未満
	C	1,000万円未満